

序

はじめに

1. 策定の背景と目的

◎景観に関する全国的な動向

江戸末期～明治初期にかけて、我が国を訪れた外国人は、自然景観やまち並みの美しさに驚嘆し、世界中見渡しても日本ほど美しい国はないと評していましたが、明治以降、我が国は度重なる戦災・震災等によって、歴史的な建造物や美しいまち並みなどを消失する憂き目にあっています。

戦災復興から高度経済成長期は、我が国の人口は急激に増加を続け、その受け入れのために、里山や田畑を開発し、住宅団地や工業用地を数多く生み出すなど、まちの拡大が進みました。これは大都市に限ったことではなく、全国どこの都市でも行われたことであり、時代の要請によるものです。

また、道路や河川などの社会基盤を早く、安く、大量に整備することが求められた時代であり、全国共通のマニュアルによって、経済的かつ効率的な社会資本整備が進められ、ある意味、地域性の喪失につながる施策が進められた時代でもありました。^(参考1)

もちろん、地域固有の歴史や文化、消失を逃れた歴史的建造物等を保全するために、各種法制度^(参考2)が整備され、大切に保護されているものも少なくありません。

高度経済成長期を経て、社会インフラがある程度整備され、生活にも余裕を持てるようになってくると、国民の意識は、生活の中に「ゆとり、やすらぎ、癒し」を求めるように変化してきました。

そのような中、一部の自治体で「景観条例」を制定する動きが見られるようになり、国においても「都市景観形成モデル事業」を創設し、調和のとれた市街地の形成に取り組む気運が高まってきました。

しかしながら、多くの自治体では依然として取り組みが遅れたままであり、特に、バブル経済崩壊以降、中心市街地の衰退や農山漁村の過疎・高齢化が進展し、シャッター通りと称されるほど閑散とした魅力のない街、耕作放棄等により「ふるさとの原風景」を保てない地域が見受けられるようになってきました。

こうした中、国は、2003年（平成15年）に、「観光立国行動計画（観光立国関係閣僚会議）」や「美しい国づくり政策大綱（国土交通省）」、「水とみどりの“美の里”プラン21（農林水産省）」を策定し、地域固有の自然環境、歴史、文化などの資源を生かした「良好な景観の保全・創出」に取り組むこととしました。

また、2004年（平成16年）に、景観法をはじめとする関連法制度（いわゆる「景観緑三法」）が制定されたことを契機として、景観の必要性・重要性が認識されるようになり、全国各地で景観施策への取り組みが始まりつつあります。

【参考1】「美しい国づくり政策大綱（H15.7 国土交通省）」の前文

国土交通省及びその前身である運輸省、建設省、北海道開発庁、国土庁は、交通政策、社会資本整備、国土政策等を担当し、この経済発展の基盤づくりに邁進してきた。

その結果、**社会資本はある程度量的には充足されたが、我が国土は、国民一人一人にとって、本当に魅力あるものとなったのであろうか？**・・・中略・・・

量的充足を追求するあまり、質の面でおろそかな部分がなかったか？ 等々、率直に自らを省みる必要がある。・・・中略・・・

国土交通省は、この国を魅力ある国にするために、まず、自ら襟を正し、その上で官民挙げての取り組みのきっかけを作るよう努力すべきと認識するに至った。そして、この国土を国民一人一人の資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下、**行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵を切ることとした。**

【参考2】景観に関する主な法制度

① 都市計画法（1919年（大正8年）制定、1968年（昭和43年）全面改正）

- ・ 調和のとれたまち並みを有する地域を保全するための「美観地区制度」、自然と調和した潤いあるまちを保全するための「風致地区制度」を導入。
- ・ 2004年（平成16年）の法改正で、「美観地区」を「景観地区」に改称。

② 自然公園法（旧国立公園法1931年（昭和6年）制定）

- ・ 優れた自然の風景地を保護し、利用の増進を図ることを目的に制定。景観保全を主たる目的とする法律としては長い歴史を持つ。

③ 屋外広告物法（1949年（昭和24年）制定）

- ・ 広告物の掲出にあたり、美観風致の維持と公衆への危害防止を目的に制定。
- ・ 2004年（平成16年）の法改正で、「良好な景観形成」を目的に追加。

④ 文化財保護法（1950年（昭和25年）制定）

- ・ 1871年（明治4年）「古器旧物保存方」において古社寺等を保存しようとする制度が誕生。1897年（明治30年）「古社寺保存法」、1919年（大正8年）「史蹟名勝天然記念物保存法」を制定。
- ・ 戦前からの法体系を整理し、保護の対象を「有形文化財」「無形文化財」「史蹟、名勝、天然記念物」とした「文化財保護法」を制定。
- ・ 1975年（昭和50年）、旧城下町等における歴史的建造物が連なる地域を面的に保護するため、「伝統的建造物群保存地区制度」を導入。
- ・ 2004年（平成16年）の法改正で、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された「文化的景観」を文化財として位置付けた。

⑤ 都市緑地法（旧都市緑地保全法1973年（昭和48年）制定）

- ・ 首都圏のみならず、全国の都市においても緑地が喪失していることを受けて制定。「緑地保全地区制度」などがある。
- ・ 2004年（平成16年）の法改正で、「緑化地域制度」を追加し、保全のみならず、創出にも取り組む。

◎景観に関する宮崎県の取り組み

★ 景観先進地としての歩み

○ 自然を生かす取り組み

本県においても戦災復興から高度経済成長期は、全国的な動向と歩調を合わせるように、経済発展に向けた社会基盤整備を進める中で、里山や田畑を開発し、都市を拡大してきました。

ただ一つ、他の地域と違った点は、開発を進めながらも自然を敬い、生かす取り組みを住民と行政が連携して取り組んできたことが挙げられます。

宮崎交通創始者である岩切章太郎氏は、本県の景観形成に大きな影響を与えた方で、「大地に絵を描く」という理念の下、自然を壊すのではなく「生かす」ことに主眼をおいた取り組みを推進されました。それは、本県が持つ「自然の美」に、「人工の美」や「もてなしの心」などの「人情の美」が加わることにより、相乗効果が発揮され、宮崎の美しい景観にさらに磨きがかかるとの考えからでした。

例えば、日南海岸の持つ「自然の美」をより美しく魅せるため、小弥太郎丘陵にサボテン林をつくり、沿線にフェニックスやハイビスカスを植えるなど、「人工の美」を組み合わせながら、日南海岸の魅力をより高める取り組みを推進されました。

このような民間の動きに呼応するように、県は、1963年（昭和38年）に「**美しい郷土づくり運動**」を提唱し、花の植栽や清掃など各種施策を県民総参加による運動として取り組むようになりました。

また、1969年（昭和44年）には、良好な沿道景観の保全・創出に努め、郷土の美化を推進することを目的とした「**宮崎県沿道修景美化条例**」を制定しています。この条例は、道路からの良好な景観を有する地域を指定する「沿道自然景観地区」、道路沿いに樹木等を植栽する「沿道修景植栽地区」など、4つの制度から構成されています。

1973年（昭和48年）には、「**宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例**」を制定し、山間部の豊かな森林から都市周辺の里山、住宅地内の樹木等を大切に守り・育てる取り組みに着手しています。この条例では、天然林や野生動物の生息地などを守るための「自然環境保全地域」、由緒由来のある樹木や地域住民に親しまれてきた樹木を指定する「緑地保全樹木」、都市周辺における自然環境を保護するための「緑地環境保全地域」など、6つの制度から構成されており、県民をあげて、本県の豊かな自然環境を守り、育てる取り組みを推進してきました。

○ 屋外広告物や色彩に関する取り組み

自然を生かす取り組みのほかにも、地域の景観に大きな影響を与える「屋外広告物」や「色彩」に関する施策に積極的に取り組んできました。

屋外広告物に関しては、「美しい郷土づくり運動」の一環として、「屋外広告物の美術コンクール展」を全国に先駆けて実施しています。このコンクールは、「まちの景観を良くするためには、広告の質が高まらなければならないし、あわせて県民の批評眼が厳しくなければならない。」との考えから始められたものであり、その後、全国に広まっていきました。

また、色彩に関しては、「宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例」に基づき、色彩判断基準を定めるために、有識者による「色彩判断基準研究会」を設置し、1980年（昭和55年）に「宮崎県における自然環境に調和した建造物色彩」が取りまとめられました。この色彩判断基準は、その後、国内外で色彩ガイドラインの教科書的存在として活用されています。

このように、本県では県民と行政が連携し、色彩等にも配慮しながら、自然をベースにした美しい郷土づくりに全力で取り組むとともに、その成果を「観光宮崎」の発展に生かしてきました。

美しい景観を守り、育て、その成果を観光振興に生かすという考え方は、「観光立国行動計画」や「景観法」に取り入れられており、まさに先進的な取り組みといえます。

【参考】自然景観に関する主な取り組み

1934年（昭和9年）	・ 「霧島屋久国立公園」指定（全国第1番目の指定）
1937年（昭和12年）	・ 日南海岸小弥太郎丘陵にサボテン林をつくる。
1954年（昭和29年）	・ 橘公園にフェニックス51本植樹
1955年（昭和30年）	・ 「日南海岸国定公園」指定
1962年（昭和37年）	・ 皇太子御夫妻（現天皇・皇后）御来県 （日南海岸の景観と名称が全国的に有名になる。）
1963年（昭和38年）	・ 「美しい郷土づくり運動」を提唱 ・ 屋外広告物美術コンクール開催
1965年（昭和40年）	・ 「祖母傾国定公園」指定
1968年（昭和43年）	・ 第1回フラワーショー開催
1969年（昭和44年）	・ 「宮崎県沿道修景美化条例」制定（全国に先駆けた景観条例）
1973年（昭和48年）	・ 第24回全国植樹祭を小林市夷守台で開催 ・ 「宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例」制定
1974年（昭和49年）	・ 「日豊海岸国定公園」指定
1980年（昭和55年）	・ 「宮崎県における自然環境に調和した建造物色彩」とりまとめ
1982年（昭和57年）	・ 「九州中央山地国定公園」指定
2004年（平成16年）	・ 第55回全国植樹祭を西都市特別史跡公園西都原古墳群で開催

★ 各分野における取り組み

○ 都市景観の分野

高度経済成長期が過ぎ、社会・経済基盤が整備されるにつれ、人々の関心が身近な生活の場に向けられるようになり、“ゆとり”と“うるおい”のあるまちづくりが望まれるようになってきました。そのため、建設省（現国土交通省）では、良好な都市景観の形成を進めるため、1990年（平成2年）、毎年10月4日を「都市景観の日」として定め、啓発活動を行うこととしました。その流れを受け、全国の自治体で「都市景観条例」が制定されています。

県内でも、1990年（平成2年）に宮崎市が「都市景観条例」を制定したのを皮切りに、1993年（平成5年）に都城市が、1995年（平成7年）には延岡市が都市景観条例を制定し、良好な都市景観の形成に向けた取り組みを進めています。

また、県においても、1992年（平成4年）から「景観まちづくりシンポジウム」を開催するなど、景観に対する啓発活動を実施しています。その成果もあり、宮崎市の「後田川緑道」、「高千穂通り地区」、「橋公園」、「一ツ葉リゾート地区」、都城市の「高木原緑道地区」が「都市景観大賞」を受賞しています。

また、1999年（平成11年）に開催された「グリーン博みやざき '99」を契機として、ガーデニングブームが到来し、その後、オープンガーデンへの取り組みに繋がるなど、住民の手づくりによるまちの景観向上が図られています。

しかし、都市景観の分野においては、まだまだ発展途上にあり、景観法の制度を活用しながら、住民・事業者の方々と手を携えあい、積極的に取り組むことが必要です。

【参考】都市景観に関する主な取り組み

1988年（昭和63年）	・ 延岡市が「都市景観形成モデル都市」の指定を受ける
1990年（平成2年）	・ 宮崎市が「都市景観条例」を制定
1991年（平成3年）	・ 都城市が「うるおい・緑・景観モデル市町村」に選定される
1992年（平成4年）	・ 第1回都市景観シンポジウムを開催（以降、継続開催） ・ 宮崎市が橋公園通地区を都市景観形成地区に指定
1993年（平成5年）	・ 都城市が「都市景観条例」を制定 ・ 宮崎市の後田川緑道地区が都市景観大賞の小空間レベル部門を受賞
1995年（平成7年）	・ 延岡市が「都市景観条例」を制定 ・ 都城市の高木原緑道地区が都市景観大賞の地区レベル部門を受賞 ・ 宮崎市が高千穂通地区を都市景観形成地区に指定
1996年（平成8年）	・ 宮崎市が一ツ葉リゾート、日南海岸地区を都市景観形成地区に指定 ・ 宮崎市の高千穂通地区が都市景観大賞の地区レベル部門を受賞
1997年（平成9年）	・ 宮崎市の橋公園地区が都市景観大賞の地区レベル部門を受賞
1999年（平成11年）	・ グリーン博みやざき '99開催 ・ 宮崎市の一ツ葉リゾート地区が都市景観大賞（100選）を受賞 ・ 宮崎市のキャンパスタウンまなび野が第14回公共の色彩賞－環境色彩10選を受賞
2000年（平成12年）	・ 延岡市が中町通地区、城山周辺地区を都市景観形成地区に指定

○ 農山漁村の分野

農山漁村景観が注目されるようになってきたのは、都市景観と同じように、平成の時代に入ってからのことです。

農林水産省では、景観という視点から自らの地域を見つめなおし、視覚的な美しさだけでなく、農村としての美しさ、快適さを発掘し、全国的に広報普及し、農村地域の活性化に資することを目的として、1991年（平成3年）に「美しい日本のむら景観100選」を選定しており、県内では、国富町の「千切り大根の棚」、西郷村（現美郷町）の「御田祭」、日之影町の「石垣の村」が選定されています。

また、1992年（平成4年）からは、地域の人々の努力により支えられている農山漁村の美しい景観を表彰する「美しい日本のむら景観コンテスト」を実施しており、県内から木城町の「岩淵大池ドロリンピックとオニバス」や諸塚村の「モザイク林相」など、10地区が選定されています。

さらに、1997年（平成9年）には、厳しい地形条件の中で営農をするために生まれた棚田の美しさを評価するため、「棚田百選」を選定しています。県内では、日南市の「坂元棚田」をはじめ、五ヶ瀬町の「鳥の巣棚田」など11地区が選定されています。

2000年（平成12年）からは、都城・北諸県地区において、田園空間整備事業に着手しています。本事業では、農村の有する豊かな自然・伝統文化等の多面的機能を再評価し、美しい農村景観等の保全・復旧等を行っています。

また、地域住民が自ら住む地域を知り、愛着や誇りをもって生活することを認識し、魅力ある田園空間づくりによる都市住民との交流の場を整備することにより地域の活性化を推進しています。

最近では2005年（平成17年）に、日本の美しく豊かな“水・土・里”を育て維持していくことが重要であると考え、なかでも農業のための用水をテーマとして「疎水百選」を選定しています。県内では、西都市の「杉安堰」が唯一選定されています。

農山漁村の景観に関しては、農林水産業を生業として適正に営むことを通じて守り、育まれることとなりますが、近年の過疎・高齢化の進展により、管理が困難となった森林や耕作放棄地が増加し、豊かな農山漁村の風景が保てない状況が見られるばかりか、今後、集落そのものが消滅してしまう危機に陥ることが懸念されています。

集落がなくなれば、その土地の歴史や文化も同時に失くしてしまうこととなります。また、現在の国民が欲している「ゆとり、やすらぎ、癒し」を提供できる場を失うことにもなります。

自然回帰、健康志向の高まりの中、グリーン（ブルー）・ツーリズムやワーキングホリデー、地産地消等の取り組みを通じて、**農林水産業の振興を図り、農山漁村を守っていくことが重要であり、多くの住民の理解と参加が不可欠です。そのことによって、私たちの心のよりどころでもある「美しいふるさとの風景」が守られるのです。際立たせる**

【参考】農山漁村景観に関する主な取り組み

1991年（平成 3年）	<ul style="list-style-type: none"> 国富町高田原の「千切り大根の棚風景」、西郷村峰地区の「御田祭」、日之影町戸川地区の「石垣の村」が「美しい日本の村景観100選」に選定される。
1992年（平成 4年）	<ul style="list-style-type: none"> 西郷村峰地区の稲作文化を今に伝える御田祭が「第1回美しい日本のむら景観コンテスト」でむらづくり対策推進本部長賞を受賞
1994年（平成 6年）	<ul style="list-style-type: none"> 日之影町の竜天橋と地域活性化が「第3回美しい日本のむら景観コンテスト」で全国森林組合連合会長賞を受賞
1995年（平成 7年）	<ul style="list-style-type: none"> 木城町の岩淵大池ドロリンピックとオニバスが「第4回美しい日本のむら景観コンテスト」で全国土地改良事業団体連合会長賞を受賞
1999年（平成11年）	<ul style="list-style-type: none"> 日之影町戸川地区の歴史に生きる石垣の村が「第8回美しい日本のむら景観コンテスト」で全国農業協同組合中央会長賞を受賞 えびの市西長江浦大太鼓踊り、高千穂町丸小野地区の山懐（やまふところ）がむらづくり対策推進本部長賞を受賞 棚田百選に県内11地区が選定される。 ： 日南市坂元棚田、えびの市真幸棚田、西米良村向江棚田・春の平棚田、高千穂町尾戸の口・栃又・徳別当、日之影町石垣の村、五ヶ瀬町鳥の巣・下の原・日蔭
2000年（平成12年）	<ul style="list-style-type: none"> 高千穂町尾谷地区の清流が育む大地が「第9回美しい日本のむら景観コンテスト」でむらづくり対策推進本部長賞を受賞 都城・北諸県地区において、田園空間整備事業に着手
2001年（平成13年）	<ul style="list-style-type: none"> 南郷村の師走祭りが「第10回美しい日本のむら景観コンテスト」で全国農業協同組合中央会長賞を受賞
2002年（平成14年）	<ul style="list-style-type: none"> 北浦町地下地区の北浦茶の里が「第11回美しい日本のむら景観コンテスト」で農林水産大臣賞を受賞
2005年（平成17年）	<ul style="list-style-type: none"> 疎水百選に西都市の「杉安堰」が選定される。

○ 歴史景観の分野

歴史的な建造物やまち並みについては、文化財的価値の高さに加え、まち並み全体としてのまとまりや美しさを次世代に継承するため、「**伝統的建造物群保存地区**」を定め、個別の建物の保存や修景、まち並みとしての統一感を維持してきました。

県内では、日南市「飢肥地区」をはじめ、日向市「美々津地区」、椎葉村「十根川地区」の3地区が選定されています。

また、「景観法」制定にあわせて「文化財保護法」も改正され、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」を「**文化的景観**」として位置付け、今後とも大切に守り、育てることとされました。

本県には、農林水産業を営む中から生まれた「稲こづみ」や「大根干し棚」などの風景をはじめ、各地に伝わる祭りの風景など、「文化的景観」に該当する要素が豊富にあり、**今後、これらを大切に守り、育てている人達とともに、宮崎県の財産として育てていくことが必要です。**

【参考】歴史景観に関する主な取り組み

1977年（昭和52年）	・ 日南市飢肥を「重要伝統的建造物群保存地区」に選定
1986年（昭和61年）	・ 日向市美々津地区を「重要伝統的建造物群保存地区」に選定
1998年（平成10年）	・ 椎葉村十根川地区を「重要伝統的建造物群保存地区」に選定

○ 生態系が醸し出す景観

本県には、豊かな自然に守られながら、多種多様な動植物が生存していますが、人の活動範囲が広がるにつれ、これまで多くの貴重な動植物が生息地を追われ、あるものは絶滅の憂き目にあってきました。

現在でも、植物718種、動物470種、植物群落289地区が絶滅の危機に瀕しています。

生態系の保護については、環境的側面から様々な取り組みがなされていますが、生態系が醸し出す景観については、ホテルが乱舞する光景などを目にした際、「美しい」「神秘的」と感じる程度で、これまで景観的な視点で捉えられることは少なかったのではないかと思います。

今後は、生態系が醸し出す景観に対する関心を高め、豊かな自然環境の保護に努めていくことが必要です。

◎ 宮崎県景観形成基本方針の目的

これまで本県では、豊かな自然を生かした美しい県土づくりに全国に先駆けて取り組み、その保全・創出の成果を観光分野で生かしてきました。

平成16年に景観法が制定され、本県の魅力をより高めるためには、これまで取り組んできた自然景観に加え、都市景観や農山漁村景観、文化的景観の保全・創出にも取り組んでいく必要があります。

「景観10年、風景100年、風土1000年」という言葉がありますが、「景観」を意識し、行動することを積み重ねることにより、「風景」、「風土」へとつながっていきます。

そこで、県としての景観形成に関する基本的考え方や方向性を明らかにし、住民と行政が協働して景観を糸口とした持続的かつ活力ある宮崎県を創造するために、「宮崎県景観形成基本方針」を策定しました。

2. 宮崎県における「景観」のとらえ方

① 「宮崎の景観」は、生活と密接に結びついて形成されてきたもの。

県内には、県土の骨格を形成する緑豊かな山々や川等からなる自然景観、それらを背景に農地や集落等からなる田園景観、地域で受け継がれてきた祭り等の景観など、多様な景観が育まれています。

これらは宮崎の風土とともにある住民の生活と密接に結びついて形成されてきたものだといえます。

② 住民の愛着と誇りの共有のもとに、景観は育まれる。

自然や生活の中から育まれた「景観」を見た時に、「宮崎らしさ」や「ふるさと」を感じることで、地域への愛着や誇りが生まれてきます。

住民一人ひとりがそのことを共有し、行動することで「宮崎の景観」が守られ、育まれ、また新たに生みだされていきます。

そのことを長い年月をかけて繰り返すことにより、地域固有の環境や文化が生まれ、地域としての一体感を醸成していくものと考えます。

③ 「景観」は、自然と人々の生活の有り様によって左右される。

住民の生活と密接に結びついて形成される景観は、自然と人々の生活・生業のバランスにより、良くも悪くもなってしまいます。

景観のあり様は、大きくは「環境」・「産業」・「文化」などと見ることができ、細かくは、「色」や「形」と見ることもでき、多様な視点からアプローチしていかなければなりません。

住民一人ひとりがそのことに気付き、「景観」という言葉を翻訳（解釈）し、地域の魅力を高めるために、何ができるのか、何をどうすればよいかを考え、行動することによって、地域らしさが守られ、また創られていくものと考えます。

景観づくりは「地域づくり」です。

- 宮崎の大地に立ち、日々の生活や生業の中で育まれた結果が「景観」であり、景観という視点から地域を見つめ直すことにより、地域づくりの新たな切り口が見つかるものと考えます。
- 多くの住民、事業者、市町村等が、身近な景観に関心を持ち、「景観」という視点から自らの地域づくりを考え、行動することができれば、他にはないオンリーワンのまちづくりが可能となります。
- また、この取り組みによって、地域に対する愛着や誇り、連帯感が醸成され、地域固有の文化として大切に守り、育まれ、形づくられていくことでしょう。

3. 宮崎県景観形成基本方針の位置づけ

本方針は、

- ① 本県における景観形成の基本的な考え方を住民・事業者・市町村等と共有するとともに、
- ② 県として、積極的に景観行政に取り組む姿勢・内容を定めたもの

です。

今後、本方針に基づき、住民・事業者・市町村等と一体となって、「美しいみやざきづくり」を進めていきます。

▼位置づけ（参考図）

